

令和 5 年 3 月

社会福祉法人共働福社会
職 員 各 位

社会福祉法人共働福社会
理事長 松山 健

令和 5 年度 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る
一時金の支給について

本制度は、令和 4 年 7 月 13 日に厚生労働省より公示された「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の内容に基づき、福祉・介護職員を対象に賃上げ効果が継続されることを前提に加算金が支給されるものであり、令和 4 年度に引き続き受給できるように申請してまいります。

つきましては、制度概要についてご理解いただくとともに、当法人における支給に関する内容を以下の通り設定します。周知のほどよろしく願いいたします。

●当法人における支給に関して（令和 5 年 4 月分から令和 6 年 3 月分）

◎支給額

基本支給額…7,000 円/月

各事業収入予算額より加算金受給見込み額を算出し基本支給額を決定。

- ・常勤職員は基本支給額を支払う。
- ・非常勤職員は、基本支給額に個々の常勤換算数（勤務時間数によって決まる）を乗じた額を支給する。

※ただし交付額（見込み額含む）の変動により基本支給額を調整することができる

◎支給方法

- ・毎月の給与に手当として支給する
- ・月に 8 日以上欠勤の場合は、その月の支給はしない（有給休暇は欠勤に含まない）

◎支給対象者

- ・勤務日数・勤務時間数の観点より、社会保険加入者とする
- ・直接処遇職員か否かは問わない

以上